

業務用蓄熱空調補完契約 (付帯契約要綱)

令和 8 年 11 月 1 日実施



沖縄電力株式会社

目 次

本	則	
1	適	用…………… 1
2	要 綱 の 変 更	…………… 1
3	適 用 範 囲	…………… 1
4	時 間 帯 区 分	…………… 2
5	料	金…………… 2
6	計	量…………… 3
7	そ の 他	…………… 3
附	則	…………… 4

本 則

1 適 用

この付帯契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 適 用 範 囲

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年11月1日実施。以下「標準供給条件」といいます。なお、当社が標準供給条件を変更した場合には、変

更後の供給条件によります。)の業務用電力または主契約要綱の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、次のいずれにも該当し、かつ、この要綱実施の際現に要綱の業務用蓄熱空調補完契約(令和8年4月1日実施。)の適用を受けているお客さままで、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 要綱の業務用蓄熱調整契約の適用を受けること。
- (2) 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム(以下「電気空調システム」といいます。)を使用すること。

なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式とし、定格電圧は、原則として200ボルトといたします。

4 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) ピーク時間
毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。
- (2) オフピーク時間
ピーク時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、標準供給条件の業務用電力または主契約要綱の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額(以下「蓄熱補完割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

- (1) 蓄熱補完割引額

蓄熱補完割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱補完割引額 = (2)の非蓄熱電力量 × (3)の割引単価

- (2) 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、6(計量)により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、各月における非蓄熱電力量は、要綱の業務用蓄熱調整契約 5（料金）
(2) の蓄熱電力量を上回らないものといたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 30 銭
-------------	----------

6 計 量

- (1) 当社は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 非蓄熱電力量の計量は、標準供給条件27（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準供給条件附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

7 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この要綱に定めのない事項については、標準供給条件の業務用電力または主契約要綱の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力および要綱の業務用蓄熱調整契約に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件28（料金の算定）および標準供給条件29（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。